

令和7年度磐梯町農作業標準料金表

【令和7年1月1日発行】

(単位:円)

作業種類	単 位		料 金 (税込み)	備 考
通 常 作 業	1日		7,640	作業内容により別途協議 1日の作業時間は8時間 ※不課税
耕 起 作 業 (田 ・ 畑 共)	10a		4,950	特殊ほ場については当事者間で 協議して下さい。 プラウ耕は2割増。
	二番耕起2回目		3,960	
代 か き	10a		6,050	特殊ほ場については当事者間で 協議して下さい。
畔 塗 り	1m		56	
育 苗	1箱当たり		790	運搬費含まない。
田 植	10a		5,500	特殊ほ場については当事者間で 協議して下さい。
側条施肥田植			6,600	
稲刈(コンバイン)	10a		18,700	倒伏率30%・・・3割増 倒伏率50%・・・5割増
も み 運 搬	10a		2,200	ほ場より乾燥場まで
粃・乾燥・調整	10a		7,700	仕上げ乾燥(水分15%)
米 荷 造 り	1袋(30kg)		44	くず米含む
粃 摺	1袋(30kg)		330	
精 米 (玄 米)	1袋(30kg)		440	
ソ バ 製 粉	10kg		1,650	
農薬・除草剤散布	10a	水和剤	1,100	特殊ほ場については当事者間で 協議して下さい。 薬剤は委託者負担になります。
		粉粒剤	1,100	
防 除 作 業 (ドローン)	10a		1,500	
肥 料 散 布	10a		2,200	特殊ほ場については当事者間で 協議して下さい。
堆 肥 散 布	10a		3,300	10aあたり2tまで
草 刈 り	1時間		1,650	燃料・機械代含む
ソバ・麦・大豆刈取り	10a		5,500	

(料金には消費税10%が含まれています。)

- ※ 標準料金のため、ほ場条件や作業の難易度等著しく異なる場合は、当事者間で協議のうえ決定してください。
- ※ 色彩選別機については、自己搬入等の状況により300円～500円(30kg)と異なりますので、当事者間で協議の上、決定して下さい。
- ※ 種子・農薬・肥料等の資材代については、作業料金に含まれておりません。
- ※ 燃料費等の著しい変動があった場合については、当事者間で協議のうえ決定してください。
- ※ 上記以外の農作業及び標準額が当てはまらない場合については当事者間で協議のうえ決定してください。

賃借料情報

**この情報は令和7年の賃借料の参考として提供するもので、
農地の賃貸借をする時は米価の推移や生産費等を貸し手・借り手で
よく協議したうえで設定してください。**

令和6年1月から令和6年12月までに締結された賃借料水準(10aあたり)は以下のとおりです。

地目	地 域	地 区	平均額	最低額	最高額
田	第 1 地 域	西部地区（大字大谷・赤枝）	9,700円	8,000円	12,000円
		前年との差額	▲ 800円	▲ 400円	0円
	第 2 地 域	中部地区（大字磐梯）	6,600円	5,000円	8,000円
		前年との差額	▲ 800円	0円	▲ 1,000円
	第 3 地 域	東部地区（大字更科）	6,800円	6,000円	8,000円
		前年との差額	▲ 600円	0円	0円
畑	全 域		3,300円	2,000円	5,000円
	前年との差額		▲ 700円	▲ 1,500円	0円

※平均額の算出については、算出結果を四捨五入し100円単価としています。

※賃借料を物納支給している場合は、除いてあります。

※表に記載されている平均額、最低額、最高額については、著しく高額・低額な賃借料を除外しております。

※土地改良事業等未実施ほ場や特殊ほ場については、耕作条件等を勘案し、貸し手・借り手でよく協議したうえで設定して下さい。

農業委員会情報

農業委員会への申請書提出期限

毎月5日

※土日祝日の場合は、その翌日

農業委員会定例総会

毎月20日前後

農地の賃貸借、売買、転用等がありましたら、農業委員会までご相談ください。申請の内容によっては、許可までに時間がかかるものもございますので、計画に余裕をもってご提出をお願い致します。

なお、相続などにより農地の名義が変更になった場合も、登記完了後に農業委員会に届出が必要です。必要書類など詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：磐梯町農業委員会事務局

TEL:0242-74-1217 FAX:0242-73-2115